

矢上祭三田会規約

第1条（名称）

当会は、「矢上祭三田会」と称する。

第2条（理念）

矢上祭三田会は『「祭会（さいかい）」矢上祭への情熱と感動の世代を超えた共有』を活動理念とする。

第3条（目的）

当会は、次の事項を目的とする。

- (1) 福利厚生団体矢上祭実行委員会に過去に在籍し、矢上祭の運営に貢献したことのある会員相互の交流を促進する。
- (2) 矢上祭の発展に寄与する。
- (3) 慶應義塾及び慶應連合三田会の繁栄に貢献する。

第4条（事業）

当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡及び親睦を図る事業。
- (2) 実行委員会との交流、委員会への協力を図る事業。
- (3) 慶應義塾及び各三田会との連絡を図る事業。

第5条（三田会登録）

当会は慶應連合三田会の会員として登録を行う。

慶應義塾塾員課および慶應連合三田会との折衝は理事会が行う。

第6条（会員）

会員は、本会の目的達成に必要な協力を行う。

第7条（会員資格）

本会に入会し得る者は慶應義塾大学卒業時まで、慶應義塾大学矢上祭実行委員として、矢上祭の運営に貢献、または理事会から推薦がある者であることを要する。

本人からの特段の申し出がない限り自動的に本会会員とする。

第8条（役員）

当会は会長一名、副会長二名、会計一名、監査一名、理事を若干名置き、全ての役職は会員の指名、または互選とする。更新にあたっては、一部の人員を更新することで役員段階的な入替えを図ることができる。

(1) 会長

会長は総会において選出される。

会長は会務を総括し、本会の運営にあたる。

(2) 副会長

副会長は、会長によって指名され、総会において承認する。

副会長は、会長を補佐し、代表執務不能の場合にはその代行をする。

(3) 会計および監査

会計および監査は会員の中から選出される。会の会計及びその監査を行う。

(4) 理事

理事は、会員の中から選出される。会長を補佐し、会の運営実務を行う

第9条（役員任期）

役員の仕事は2年とするが、再任は妨げない。

第10条（本部所在地）

当会は会長の連絡先をもって、その所在地及び連絡先とする。ただし、必要に応じて、副会長の連絡先をもって代えることができる。

第11条（会議 総会 理事会）

当会は以下の通り総会及び理事会を開催する。

(1)当会は毎年一回総会を開くものとする。また、必要に応じて臨時総会を開催することがある。総会は、会員によって構成される。総会における決定事項は、出席者の過半数以上の賛成をもって有効とする。ただし、より迅速な決定が必要となる場合あるいは総会の年一回の開催が困難な場合には、総会における決議が必要な事項に関しても会員による電子メール・郵送等に基づく決議を行うことができる。

(2)理事会は必要に応じて随時開くものとする。理事会は上記の役員によって構成される。理事会における決定事項は、出席者の過半数以上の賛成をもって有効とする。ただし、より迅速な決定が必要となる事項に関しては、役員による電子メール・郵送等に基づく決議を行うことができる。

第12条（会計 会計年度）

当会の会計年度は毎年1月1日に始まり10月31日に終了する。

第13条（会費）

会員は、総会で承認された額を、あらかじめ定められた方法に基づき会費として納入するものとする。

第14条（資産）

当会の経費は会費および寄付金、その他の拠出金等によって支弁する。

当会の資産は会計担当役員がこれを管理する。

第15条（会員の異動）

会員の住所、氏名、連絡先等に変更があった場合、会員は当会に連絡するものとする。

第16条（退会）

退会を希望する会員は、会長に退会届を提出しなければならない。

なお、会員に本会の秩序を乱す行為または著しく本会の名誉を毀損する行為のあったとき、会長は当該会員に注意を与え、あるいはこれを除名することができる。除名された会員については、会長はこの旨を本人に通知し、退会者として公告するものとする。

なお、会員が行方不明、死亡等の場合には、理事会の承認に基づき退会とすることができる。

第17条（規約変更）

当会規約の変更は、総会にて行う。

附則

この規約は2007年6月5日から適用する。

この規約は2010年12月1日に改正、適用する。

この規約は2013年7月1日に改正、適用する。